# 教育委員会の概要

### 教育長及び教育委員



教育長 安 間 英 潮 (やすま ひでしお)



委員 和 田 孝 (わだ たかし)



委員 星 山 麻 木 (ほしやま あさぎ)



委員 輿水かおり (こしみずかおり)



委員村 松 直 和<br/>(むらまつ なおかず)

職 名	氏 名	現 任 期
教 育 長	安間英潮	平成 28. 4. 1~ 平成 30. 3. 31
委 員 (教育長職務代理者)	和田  孝	平成 24. 10. 1~ 平成 28. 9. 30
委 員	星山 麻木	平成 25. 10. 1~ 平成 29. 9. 30
委 員	輿水 かおり	平成 27. 4. 1~ 平成 30. 9. 30
委員	村松直和	平成 27. 10. 1~ 平成 31. 9. 30

### 歴代教育委員

(教育長は別掲)

平成 28 年 6	月 1	日現在
-----------	-----	-----

(教育技は別掲)	1			十八 20	中0月1日先往
氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
坂本團蔵	昭和 25.11.10	昭和 31. 9.30	.1. 4次 培	昭和 49.10. 1	昭和 53. 9.30
今 井 亮 夫	25. 11. 10	31. 9.30	小峰實	53. 10. 1	57. 9.30
P1. 111 +A VA D7	25. 11. 10	27. 10. 4		35. 12. 20	38. 9.30
助川捨次郎	27. 10. 5	31. 9.30	木住野 哲 男	38. 10. 1	42. 9.30
安嶋嘉彦	25. 11. 10	27. 10. 4		42. 10. 1	46. 9.30
	25. 11. 27	26. 4.29		39. 10. 1	43. 9.30
◎小 峰   實	26. 5.28	28. 6.22	堀部慶治	43. 10. 1	45. 2.28
小野長一	27. 10. 5	31. 9.30	黒沢敬子	40. 10. 1	44. 9.30
◎岡 沢 吉 夫	28. 7.20	30. 4.29		44. 10. 1	48. 9.30
◎田 辺 留次郎	30. 5.25	31. 9.30	依 田 忠 定	48. 10. 1	52. 9.30
井上繁市	30. 4. 1	31. 9.30		52. 10. 1	56. 9.30
小 方 吟 司	30. 4. 1	31. 9.30		45. 3.25	47. 9.30
清水泰明	30. 4. 1	31. 9.30	두 퍼 다	47. 10. 1	51. 9.30
高橋文吉	30. 4. 1	31. 9.30	福原誠一	51. 10. 1	55. 9.30
村 内 登久一	30. 4. 1	31. 9.30		55. 10. 1	59. 9.30
磯間林蔵	30. 4. 1	31. 9.30		46. 10. 1	50. 9.30
富田護	31. 10. 1	32. 9. 9	今 井 信 子	50. 10. 1	54. 9.30
尾崎知三	31. 10. 1	32. 5. 9	今 井 信 子	54. 10. 1	58. 9.30
河 西 重 蔵	31. 10. 1	34. 9.30		58. 10. 1	62. 9.30
<i>-</i>	31. 10. 1	35. 9.30	大塚正之	56. 10. 1	60. 9.30
佐藤文男	35. 10. 1	39. 9.30		57. 10. 1	61. 9.30
小 浑 甬 豊	32. 10. 1	33. 9.30	金 岡 秀 友	61.10. 1	2. 9.30
小 澤 勇 貫	33. 10. 1	35. 9.13	<u> </u>	2.10. 1	6. 9.30
井 上 郷太郎	32. 10. 1	35. 9.13		59. 10. 1	63. 9.30
渡井重源	34. 10. 1	35. 12. 17	山 ## 陌	63.10. 1	4. 9.30
池 田 三田男	35. 10. 1	36. 9.30	出構熙	4. 10. 1	8. 9.30
池 田 三田男	36. 10. 1	40. 9.30		8.10. 1	12. 9.30
	35. 10. 1	37. 9.30	渡邊福治	60.10. 1	63. 10. 11
小 修 安	37. 10. 1	41. 9.30		62. 10. 1	3. 9.30
小峰實	41. 10. 1	45. 9.30	村 内 歌 子	3. 10. 1	7. 9.30
	45. 10. 1	49. 9.30		7. 10. 1	11. 9.30
-	•				

丑	-		名	就任年月日	退任年月日
				昭和 63.12.13	平成 元. 9.30
田	中	俊	夫	平成 元.10.1	5. 9.30
				5. 10. 1	9. 9.30
1771	dela	±17	-	6. 10. 1	10. 9.30
岡	﨑	邦	吉	10. 10. 1	14. 9.30
立	石	壽	意	9. 10. 1	13. 6.14
中	橋	美*	智子	11. 10. 1	15. 9.30
鳥	羽		洋	12. 10. 1	15. 3.31
名	取	龍	藏	13. 10. 1	17. 9.30
				14. 10. 1	18. 9.30
J. n			<i>な</i> よ	18. 10. 1	22. 9.30
小日	口尔		榮	22. 10. 1	26. 9.30
				26. 10. 1	27. 3.31
ψm	田マ	пЬ	串	15. 10. 1	16. 9.30
細	野	助	博	16. 10. 1	20. 9.30
齋	藤	健	児 <sup>(公)</sup>	15. 10. 1	19. 9.30
JIJ	上	剋	美	17. 10. 1	21. 9.30
711		71.11	天	21. 10. 1	25. 9.30
水	﨑	知	代(公)	19. 10. 1	23. 9.30
和	田		孝	20. 10. 1	24. 9.30
				24. 10. 1	
金	Щ	滋	美 <sup>(公)</sup>	23. 10. 1	27. 9.30
星	Щ	麻	木	25. 10. 1	
輿	水	カン	おり	27. 4. 1	
村	松	直	和	27.10.1	

<sup>※</sup> 昭和31年9月30日までは公選制、昭和31年10月1日以降は任命制による委員

<sup>※</sup> 公選制による委員のうち◎は議会選出委員

<sup>※</sup> 氏名右上に"(公)"とあるのは、市民公募の結果任命された委員

#### 歴代委員長

平成28年6月1日現在

氏	名	就任年月日	退任年月日	備考
助川	捨次郎	昭和 25.12.1	昭和 26.11.30	
小 峰	實	26. 12. 1	27. 11. 30	
坂 本	團 蔵	27. 12. 1	28. 11. 30	
今 井	亮 夫	28. 12. 1	29. 11. 30	
岡沢	吉 夫	29. 12. 1	30. 4.29	
小 野	長一	30. 5.27	30. 11. 30	
田辺	留次郎	30. 12. 1	31. 9.30	
尾崎	知 三	31. 10. 1	32. 5. 9	
河 西	重 蔵	32. 5.30	34. 9.30	
佐 藤	文 男	34. 10. 17	35. 9.30	
渡井	重 源	35. 10. 8	35. 12. 17	
佐 藤	文 男	36. 1.28	37. 2.26	
池田	三田男	37. 2.27	38. 2.26	
小 峰	實	38. 2.28	57. 9.30	
福原	誠一	57. 10. 28	59. 9.30	
今 井	信子	59. 10. 1	61. 9.30	
金 岡	秀 友	61. 10. 1	平成 2. 9.30	
出構	熙	平成 2.10.1	12. 9.30	
岡崎	邦 吉	12. 10. 1	14. 9.30	
中橋	美智子	14. 10. 1	15. 9.30	
名 取	龍 藏	15. 10. 1	17. 9.30	
小田原	<b>榮</b>	17. 10. 3	27. 3.31	27.3.31 をもって委員長職を廃止

#### **歴代教育長** ※ (昭和 48. 1.10~昭和 48. 3.15 長澤教育次長が教育長の職務を代理) (平成 24. 3.1~平成 24. 3.31 坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理)

			( ) /// = =	// //     // // // // // // // // // /	1 人数目前人员 数目人员 网络 三十七五
氏	4	名	就任年月日	退任年月日	備考
稲 森	禎	蔵	昭和 25.12.1	昭和 26. 3.31	
後藤	国	道	26. 4. 1	30. 9.30	
深松	: 留	男	30. 10. 1	30. 10. 9	   助役兼任
- 休 位	· H	77	30. 11. 25	31. 5.15	· 奶饭煮江
野口		彰	30. 10. 10	30. 11. 24	死亡による退任
			31. 5.16	31. 9.30	
佐 藤	慶	雄	31. 10. 1	35. 9.30	
			35. 10. 1	39. 9.30	
			39. 10. 1	43. 9.30	
後藤	聰	_	43. 10. 1	47. 9.30	
			47. 10. 1	48. 1. 9	
			48. 3.16	51. 9.30	
師 岡	春	治	51. 10. 1	55. 9.30	
			55. 10. 1	59. 9.30	
瀬沼	i i	満	59. 10. 1	63. 3.31	
西志村	光	治	63. 4. 1	63. 9.30	
—————————————————————————————————————	ノレ	1口	63. 10. 1	平成 4. 9.30	
田中	ı	博	平成 4.10.1	8. 9.30	
— — Т	•	1-17	8. 10. 1	12. 9.30	

氏 名	就任年月日	退任年月日	備	考
成田一代	平成 12.10. 1	平成 16. 9.30		
石 川 和 昭	16. 10. 1	20. 9.30		
	20. 10. 1	24. 2.29		
	24. 4. 1	24. 9.30		
坂 倉 仁	24. 10. 1	27. 3.31		
	27. 4. 1	28. 3.31		
安間英潮	28. 4. 1			

# 教育委員会の沿革

-	<u> </u>	Z V / I T	_
年 月 日	事項	年月日	事項
昭和23.7.1	教育委員会法 公布	31. 9.25	事務局機構(1室3課1所8係)
25. 6.28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて		庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査
	可決		係を置く
25. 11. 10	第一回教育委員選挙(公選)		管理課を新設、管理係、施設係を置く
25. 12. 1	八王子市教育委員会発足		指導課を廃止し教育研究所に統合
	八王子市教育委員会事務局設置規則制定	31. 10. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	教育委員会所管学校等		施行
	小学校 9 分校 1 中学校 6		任命制による教育委員会発足
	高等学校 2 図書館 1	31. 12. 26	八王子市教育委員会会議規則制定
25. 12. 6	教育委員会事務局機構議決(2室3課7係)		八王子市教育委員会傍聴人規則制定
	教育長室		八王子市教育委員会教育長に対する事務委
	管理課-庶務係、調査係、管理係		任規則制定
	学務課-職員係、学務係	32. 6.	教育研究所天神町に移転
	社会教育課-社会教育係、社会体育係	32. 8.31	市費支弁による八王子市立学校事務職員等
	指導室		に関する規則制定
25. 12. 25	八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用	33. 6.26	事務局機構(1室3課1所8係)
	弁償に関する条例制定		社会教育課に指導係を新設
	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等		同課社会教育係に同課社会体育係を統合
	に関する条例制定	34. 4. 1	浅川町八王子市に合併
	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例		教育委員会事務局浅川分室設置
	制定		合併により小学校 1、分校 2、中学校 1 校
26. 3.30	八王子市教育委員会表彰規程制定		編入
26. 6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	34. 10. 1	教育相談室を教育研究所に設置
26. 10. 31	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	35. 3.31	八王子市奨学資金支給条例制定
27. 4. 1	事務局機構(1室4課8係)	35. 5.30	八王子市立学校の管理運営に関する規則制
	管理課を庶務課に改称	97 9 99	定 ルフナルな物道を見い関わり担切が
27. 10. 5	指導室を指導課に改称、指導係を新設 第二回教育委員選挙(公選)	37. 3.28 37. 3.	八王子市体育指導委員に関する規則制定 完全給食が小学校全校で実施となる
29. 4. 1	ハニーの教育委員選挙 (公選)   八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに	37. 4. 1	市立中央高等学校を東京都に移管
20. 1. 1	費用弁償に関する条例制定	37. 6.25	八王子市公民館条例制定
	社会教育委員設置	37. 10. 1	八王子市公民館条例施行規則制定
	市立富士森高等学校を東京都に移管	011101	八王子市公民館処務規則制定
29. 4.19	青年学級開設に関する規則制定		八王子市公民館開館
29. 6. 3	学校給食法 公布	38. 6. 1	陵南会館開館 (旧御陵駅改造)
30. 1.	市立図書館東京都に移管	39. 3.31	八王子市立学校設置条例制定
30. 4. 1	六ヵ村八王子市に合併		八王子市陵南会館条例制定
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・	39. 4.23	事務局機構(1室3課1所9係)
	由井村		社会教育課に青少年対策係を新設
	八王子市教育委員会事務局分室設置等に関	39. 7.23	八王子市陵南会館条例施行規則制定
	する規則制定	39. 8. 1	由木村八王子市に合併
	教育委員会事務局分室設置		教育委員会事務局由木分室設置
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・		合併により小学校3、中学校1校編入
	由井分室		由木会館開館(旧由木村公民館)
	合併により小学校 13、分校 4、中学校 6 校	40. 3.30	八王子市青少年委員に関する規則制定
00. 5	編入	40. 4. 1	八王子市青少年委員設置
30. 6.	教育研究所大和田町に移転	40 5 05	八王子市北八王子体育館条例制定
30. 7. 7	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並び	40. 5.27	八王子市北八王子体育館条例施行規則制定
	に費用弁償に関する条例制定	40. 5.31	北八王子体育館設置
01 7 1	八王子市文化財専門委員設置	40. 6.26	事務局機構(4課1所10係)
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定 八王子市青少年問題協議会条例施行規則		教育長室を庶務課に改称
31. 8.24	八王于甲青少年問題協議会条例施打規則   制定	41. 6.30	学務課に保健係を新設 八王子市青年学級開設
		41. 0.30	八工,川月十十阪州以

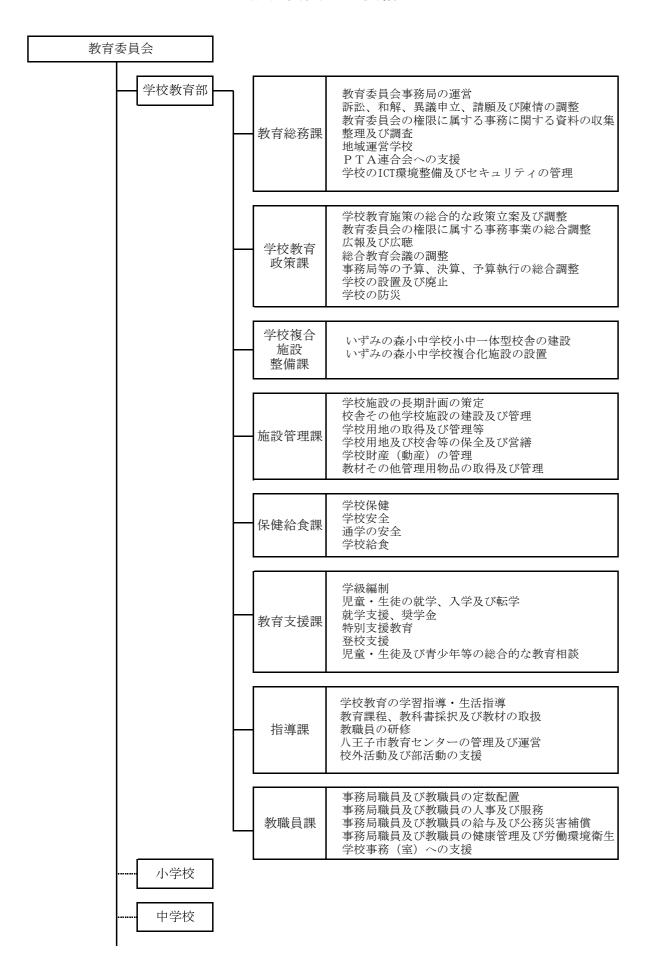
—————— 年 月 日	事項	年月日	事項
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例制定	1 /3 1	管理課管理係を学務課管理係に、管理課
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例施行規則制定		施設係を施設課施設第一係、施設第二係
	八王子市郷土資料館運営協議会規則制定		に、学務課職員係を教職員課給与係に改
	八王子市郷土資料館処務規則制定		組、又教職員課に人事係を新設
	八王子市郷土資料館開館	50. 6. 2	教育委員会事務局北野分室設置
42. 4.10	八工丁市婦工員村品開始   八王子市婦人センター条例制定	50. 0. 2	教育委員会事務局石川分室設置
42. 5. 1	八王子市教育委員会公告式規則制定	51. 3.31	八王子市姫木平少年自然の家条例制定
12. 0. 1	教育委員会事務局教育次長制設置	51. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例施行規則
	八王子市教育委員会事務局処務規則制定	01. 1. 1	制定
42. 6. 1	八王子市婦人センター条例施行規則制定	51. 7. 1	姫木平少年自然の家開設
<b></b> 9. 1	八王子市婦人センター運営委員会規則制定	52. 3.15	八王子市文化財保護条例改正
	八王子市婦人センター処務規則制定	52. 4. 1	八王子市文化財保護条例施行規則改正
42. 6.10	八王子市婦人センター開館		八王子市奨学審議会規則制定
42. 6.16	八王子市教育委員会公印規則制定	52. 7. 1	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬
42. 7. 1	八王子市滝ガ原運動場条例制定		並びに費用弁償に関する条例を廃止
	八王子市滝ガ原運動場設置	53. 4. 1	八王子市立学校の通学区域に関する規則
42. 8. 5	八王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定		制定
43. 7.13	事務局機構 (5 課 1 所 12 係)	53. 6. 5	教育委員会事務局館分室設置
	学務課保健係及び社会教育課社会教育係	53. 10. 1	市立学校の管理運営に関する主任制度発足
	から体育課を新設-体育係、保健係、給食	56. 5.23	北八王子体育館公用廃止
	係を置く	56. 6. 1	八王子市青少年育成指導員に関する規則制
	社会教育課青少年対策係を青少年係と改		定
	<b></b>	56. 7. 1	八王子市北八王子体育館条例、同施行規則
44. 4. 1	在宅心身障害児家庭巡回教育開始		廃止
44. 7.14	東浅川交通公園開園	56. 8. 1	事務局機構(2部7課1所1館18係)
45. 9. 1	八王子市奨学資金支給条例施行規則制定		次長制度を廃止し、学校教育、社会教育の
45. 9.14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制		2部を設置
.=	定		学校教育部
45. 9.30	八王子市中田遺跡条例制定		庶務課一庶務係、調査係
	八王子市中田遺跡条例施行規則制定		施設課一事業係、用地係、営繕係
	中田遺跡公園設置(市史跡)		施設第一係を事業係、営繕係に、施設
47. 4. 1	由木会館公用廃止 八王子市教育委員会職員の職名に関する規		第二係を用地係に改組 学務課-庶務係、学事係、心身障害教育
47. 4. 1	八王丁川教育安貞云職員の職名に関する規則制定		(A)
	<sup>別刊足</sup>   八王子市社会教育指導員に関する規則制定		学務係を庶務係、学事係、心身障害教
	八王子市社会教育指導員設置		育係に、管理係を契約管理係に改組
	八王子市白樺青少年の家条例制定		教職員課一人事係、給与係
47. 6. 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定		保健給食課一保健係、給食係
11. 0. 1	八王子市白樺青少年の家設置		体育課保健係、給食係から改組
48. 6. 1	教職員相談室開設		保健給食課新設
48. 11. 5	市立移動図書館車運行開始		教育研究所
49. 9.20	八王子市民体育館条例制定		社会教育部
49. 9.30	八王子市民体育館条例施行規則制定		社会教育課-社会教育係、青少年係、
	八王子市民体育館運営協議会規則制定		文化財係
	八王子市民体育館処務規則制定		社会教育係を社会教育係と文化財係に
	八王子市教育センター条例制定		改組、指導係廃止
	八王子市教育センター条例施行規則制定		体育課-体育係、施設係
	八王子市教育センター処務規則制定		施設係新設
49. 10. 12	八王子市民体育館開館		図書館
49. 11. 12	八王子市教育センター開館	59. 4. 1	東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
50. 1.11	事務局機構(6課1所14係)	59. 12. 28	八王子市中央図書館条例制定
	管理課、学務課を施設課、学務課、教職員		八王子市中央図書館条例施行規則制定
	課に改組		八王子市中央図書館協議会条例制定

年月日	事項	年月日	事 項
	八王子市中央図書館協議会条例施行規則	8. 7. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置
	制定	8. 9.30	八王子市中央図書館協議会条例廃止
	八王子市中央図書館処務規則制定	8. 10. 1	八王子市中央図書館協議会条例施行規則を
60. 1.27	事務局機構(2部7課1所18係)		八王子市図書館協議会規則に改称
	図書館を事務局から除き教育機関とする		八王子市中央図書館条例を八王子市図書館
	八王子市中央図書館開館		条例に改称
60. 6.21	八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動		八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市
	場条例に改称		図書館条例施行規則に改称
60. 8.15	八王子市運動場条例施行規則制定		八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書
60. 10. 1	下記規則を教育委員会規則から市規則に変		館処務規則に改称
	更		八王子市南大沢公民館開館
	八王子市奨学資金支給条例施行規則		八王子市南大沢図書館開館
	八王子市奨学審議会規則	8. 11. 1	八王子市白樺青少年の家条例廃止
	八王子市婦人センター条例施行規則		八王子市白樺青少年の家条例施行規則廃止
	八王子市婦人センター運営委員会規則		八王子市白樺青少年の家閉館
61. 3.31	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並び	9. 4. 1	八王子市川口公民館開館
01. 0. 01	に費用弁償に関する条例を八王子市社会教	9. 11	八王子市川口図書館開館
	育委員の設置に関する条例に改称		八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
63. 12. 27	八王子市こども科学館条例制定	9. 10. 10	八王子市上柚木公園陸上競技場開設
00. 12. 2.	八王子市こども科学館条例施行規則制定	10. 4. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例制定
	八王子市こども科学館運営協議会規則制定	10. 1. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例施行
	八王子市こども科学館処務規則制定		規則制定
平成元 1.26	改元に伴う関係規則の整理に関する規則	11. 4.30	八王子市立学校事案決定規程制定
1,4,4,5	制定	11. 7. 5	八王子市婦人センターを市長部局へ移管
元. 1.28	八王子市こども科学館開館	11 0	八王子市婦人センター処務規則廃止
元. 12. 26	八王子市絹の道資料館条例制定		教育委員会事務局八王子駅前分室設置
2. 2.13	教育委員会事務局由木東分室設置	11. 10. 1	八王子市中央公民館開館(公民館移転及び
2. 3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定		名称変更)
2. 3. 4	八王子市絹の道資料館開館		八王子市公民館横山分館閉館(市民集会所へ)
2. 7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の		八王子市生涯学習センター図書館開館
	補助執行に関する規則制定	12. 4. 1	事務局機構 (2 部 6 課 17 係)
2. 7. 9	事務局機構 (2 部 7 課 1 所 17 係)		学校教育部の教職員課・教育研究所を改組
	施設課-施設係、営繕係		し、指導室を設置
	事業係、用地係を施設係に改組		社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、
	体育課ー施設係を運動施設係に改称		一部事務を除き郷土資料館へ統合
	公民館-事業係、庶務係を廃止		指導室-指導係、人事係、給与係
2. 9. 1	恩方郷土学習室開設		社会教育課-社会教育係、青少年係
3. 3. 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関す		八王子市市立学校教職員服務規程制定
	る規則制定		八王子市教育委員会事務局分室設置等に関
4. 3.31	八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止		する規則廃止
5. 7.18	八王子市民体育館条例を八王子市体育館条		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項
	例に改称		規程廃止
	八王子市民体育館条例施行規則を八王子市		八王子市教育委員会の権限に属する事務の
	体育館条例施行規則に改称		補助執行に関する規則制定
	八王子市民体育館運営協議会規則を八王子		青年学級開設に関する規則廃止
	市体育館運営協議会規則に改称	12. 10. 1	八王子市上柚木公園野球場開設
	八王子市民体育館処務規則を八王子市体育	12. 10. 25	八王子市立学校内余裕教室の試行開放を開始
	館処務規則に改称	13. 4. 1	学校インターンシップを実施
	甲の原体育館開館	13. 6. 1	八王子市上柚木公園テニスコート開設
6. 4. 1	都立八王子小児病院内に院内学級を開設	13. 7.23	事務局機構(2部5課1室2係)
6. 8. 1	八王子市社会教育委員の設置に関する条例	1	施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務
	施行規則制定	1	課、学事課を新設。体育課を除く事務局
7. 4. 1	八王子市立学校の警備に関する規程を廃止		4課1室で主査制を導入
8. 4. 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定	1	学校教育部
	八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の	1	庶務課-庶務係、調査係を廃止
	付与に関する規則制定	1	財務課
8. 4.30	恩方郷土学習室閉鎖		学事課

年月日	事項	年月日	事 項
	指導室-指導係、人事係、給与係を廃止 社会教育部	19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の 設置等に関する規則制定
	社会教育課-社会教育係、青少年係を廃止	19. 7. 1	八王子市学習支援委員に関する規則制定
13. 12. 10	八王子市教育委員会ホームページの開設	19. 3.31	八王子市社会教育委員の設置に関する条例
14. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例を八王子市姫木		廃止
	平自然の家条例に改称	19. 4. 1	八王子市公民館条例廃止
	八王子市教育委員会教育目標を全面改定		生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4. 3	相模原市との図書館相互利用開始		八王子市生涯学習審議会条例制定
14. 4.17	滝ガ原運動場管理棟の竣工		八王子市スポーツ振興審議会条例制定
14. 4.21	ジュニアマイスタースクール(仮称)構造改革		八王子市博物館協議会条例制定
	特区認定される		八王子市生涯学習センター条例改正
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園都市センターの		八王子市図書館条例改正
	通年開館		八王子市こども科学館条例改正
	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する		八王子市郷土資料館条例改正
15 0 1	規則制定	10 000	八王子市体育館条例改正
15. 6. 1	八王子市教育委員会の権限委任に関する規則	19. 6.30	八王子市公民館条例施行規則廃止
	設定		八王子市社会教育委員の設置に関する条例   施行規則廃止
	八王子市教育委員会教育長に対する事務委任   規則廃止		旭17規則廃止   八王子市こども科学館運営協議会規則廃止
	祝則廃止   八王子市教育委員会事案決定規定設定		八王子市〇書館協議会規則廃止
15. 8.11	八王子市立学校の通学区域に関する規則廃止		八王子市体育館運営協議会規則廃止
15. 8.18	八王子市教育センター処務規則、八王子市公		八王子市郷土資料館運営協議会規則廃止
10. 0. 10	民館処務規則、八王子市郷土資料館処務規則		八王子市青少年委員に関する規則廃止
	廃止	19. 7. 1	生涯学習センターの施設を統合
	事務局機構(2部1室7課)主査制		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習
	学校教育部庶務課を教育総務課に、財務課を		センター川口分館に改称
	施設整備課に改称、教育センターを指導室に		八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館
	統合		協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学
	社会教育部を、生涯学習スポーツ部に改称、社		習支援委員を設置
	会教育課を廃止し、生涯学習総務課を設置、	19. 10. 28	町田市との図書館相互利用を開始
	一部事務を除く社会教育課と推進課の生涯学	20. 3.23	こども科学館のプラネタリウム機を更新
	習担当を統合	20. 4. 1	教頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭
	学習支援課を設置、生涯学習センター、中央、		を設けた
	南大沢、川口公民館を統合		京王線沿線7市(八王子市、府中市、調布
	体育課をスポーツ振興課に改称		市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)で
	市民体育館、甲の原体育館を体育館に統合		図書館相互利用開始
	社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合 し、文化財課を設置		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館の開館日の拡充
	中央、生涯学習センター、南大沢、川口各図書	20. 8. 1	あきる野市との図書館相互利用開始
	節を図書館に統合	20. 6. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を
15. 9.10	雨を図書館に祝行   市立移動図書館車運行終了	41. 4. 1	改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学
15. 9. 10 15. 10. 1	対音を引の市民公募制を導入		校を小中一貫校、八王子市立みなみ野小中
15. 11. 1	相模湖町・藤野町との図書館相互利用開始(両		学校として開校
10.11. 1	町はのちに相模原市と合併)	21. 4.	市立中学校において、「弁当併用デリバ
16. 1.13	高尾山学園プレ開校		リーランチ方式」による中学校給食を開始
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開校	22. 2.24	八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育
	緑が丘小学校開校		プラン」策定
	松が谷小学校・三本松小学校の統合	22. 4. 1	事務局機構 (2部8課)
17. 3.31	八王子市陵南会館条例廃止		指導室を指導課に改称
	八王子市陵南会館条例施行規則廃止		八王子市立学校の管理運営に関する規則を
17. 4. 1	副校長制の呼称を設定し、八王子市立学校の		改正し、加住小学校及び加住中学校を小中
	管理運営に関する規則を改正		一貫校、八王子市立加住小中学校として
17. 11. 28	地域安全指導員(スクールガードリーダー)		開校
د مو	の学校巡回を開始	23. 4. 1	事務局機構(2部8課1室)
18. 3.25	富士森公園クーバー・フットボールパークを		生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置
10 7 1	オープン(市民プール跡地の民設民営施設)		八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止
18. 7. 1	中央図書館北野分室開室		八王子市立学校の管理運営に関する規則を

年月日	事項	年月日	事	 項
	改正し、館小学校及び館中学校を小中一貫校、八王子市立館小中学校として開校 戸吹最終処分場跡地に戸吹スポーツ公園を オープン			
24. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を 改正し、第六小学校及び第三中学校を小中一 貫校、八王子市立いずみの森小中学校として 開校			
24. 10. 20	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条 例制定 八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開 館			
25. 4. 1	高尾山学園に公募による民間人校長が着任			
25. 8. 1	コニカミノルタサイエンスドーム(こども科			
25. 8.26	学館)の愛称を使用開始 事務局機構(3部1室12課5館) 学校教育部を4課体制から7課体制に、生涯 学習スポーツ部を4課1室体制から国体推進 室を時限の部として独立させ、5課1館体制に 改める			
	新たに図書館部を設置 統括指導主事を部に置くことに改める			
26. 2.26	八王子市スポーツ推進計画を策定			
26. 3.20	八王子市いじめ防止基本方針を策定			
26. 3.31	事務局機構(3 部 12 課 5 館) 国体推進室を廃止			
26. 10. 1	エスフォルタアリーナ八王子 (八王子市総合 体育館) をオープン			
27. 2.25	第2次八王子市教育振興基本計画「ビジョン はちおうじの教育」を策定 国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定			
27. 3.10	第3次読書のまち八王子推進計画を策定			
27. 3.23	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAX A)と宇宙航空教育活動に関する協定を締結			
27. 3.26	八王子市教育情報化推進プランを策定			
27. 3.30	八王子市生涯学習プランを策定			
27. 3.31	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指 定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止			
27. 4. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休 日、休暇等及び職務に専念する義務の特例 に関する条例制定			
27. 10. 1 27. 12. 15	中央図書館みなみ野分室開室 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子 市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に			
28. 1. 4	改称 事務局機構 (3 部 13 課 5 館)			
	学校教育部に学校複合施設整備課を設置 学校教育部を7課体制から8課体制に改め る			
28. 6. 1	ダイワハウススタジアム八王子(富士森公園 野球場)の愛称を使用開始			

#### 教育委員会の機構



I		
生涯学習 スポーツ部	生涯学習政策課	生涯学習及び社会教育の振興に関わる総合的な政策 立案・施策の推進 生涯学習審議会、学習支援委員、社会教育関係団体 の育成 社会教育の広報活動及び調整 青少年教育の推進 放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室)
	スポーツ 振興課	スポーツ及びレクリエーションに係る企画、 調整及び施策の推進 スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員 スポーツ及びレクリエーション団体の活動支援
	スポーツ 施設管理課	運動場の管理及び運営 公園内運動施設の管理及び運営 陵南プールの管理及び運営 体育館の管理及び運営 公共用地及び事業所体育施設の開放
	学習支援課	生涯学習活動の支援 生涯学習情報の収集及び提供 生涯学習相談 生涯学習事業の実施 生涯学習センターの管理及び運営
		サルサの伊護・細木
	文化財課	文化財の保護・調査 文化財の保存整備 文化財保護審議会、博物館協議会 文化財の許認可 郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営
	こども 科学館	こども科学館の管理及び運営
図書館部	中央図書館	図書館事業の総合的な企画及び調整 中央図書館の管理及び運営 部内他の所管に属さない事項
	生涯学習 センター 図書館	生涯学習センター図書館の管理及び運営
	ー 南大沢 図書館	南大沢図書館の管理及び運営
	川口図書館	川口図書館の管理及び運営
		(亚战99年4月租左)

(平成28年4月現在)

### 教育定例会開催状況 (平成27年度)

教育委員会開催回数 22回(定例会 20回 臨時会 2回)

事 項 別 審 議 状 況

		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	審查請求	請願	協議事項	報告事項	合 計
第1回	4/8	1		1		1	2		1	6				2	8
第2回	4/22		1						1	2				6	8
第3回	5/20						1	1	1	3				7	10
第4回	6/3			1						1				2	3
第1回 臨時会	6/3									0			1		1
第5回	7/8						4	1	2	7				6	13
第6回	7/22									0			1		1
第7回	7/29									0			1		1
第8回	8/5		1						4	5			1	3	9
第9回	8/19									0				2	2
第10回	9/2		1							1				6	7
第11回	10/14	1					1			2			1	7	10
第12回	10/28	3					1		2	6				3	9
第13回	11/11						1	1	1	3			1	4	8
第14回	11/25	2	2			1	3		1	9				8	17
第15回	12/16	2	1				1		1	5				4	9
第2回 臨時会	12/24		1			1				2					2
第16回	1/13					1	3			4				10	14
第17回	1/27								1	1				4	5
第18回	2/10					1	1		3	5				6	11
第19回	2/24		1					1	1	3			1	7	11
第20回	3/24		5	2			5	1	1	14				7	21
拿	t	9	13	4	0	5	23	5	20	79	0	0	7	94	180

# 各種審議会等

平成28年4月現在

名 称	目 的	委員数	委員の構成	任期
2	り 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野	安貝数	安貝の構成 市議会議員 7	任期
奨 学 審 議 会	受子生の選号での他受子並又結事業の円滑かつ適正な運営。 (昭和60年9月30日 規則第34号)	13 (13)	市立中学校長     1       都立高等学校長     1       私立高等学校長     1       商工業関連団体を代表する者     2       市内中学校の生徒の保護者     1	2
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の振興に必要な調査研究、諸計画の立案を行うほか、生涯学習施策の事業評価等について審議し、意見を述べる。 (平成19年3月28日 条例第32号)	13 (16 以内)	学校教育及び社会教育関係者 8 学識経験者 3 公募による市民 2	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、また生涯学習関係団体の連携等、市民の生涯学習の振興を図る。 (平成19年2月22日 教育委員会規則第4号)	19 ( 24 以内)	生涯学習関係者 16 公募による市民 3	3
スポーツ推進審 議 会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 (平成19年3月28日 条例第34号)	14 (15 以内)	市内スポーツ関係者 7 障害者スポーツ関係者 1 学校体育関係者 2 上記以外の学識経験者 2 公募による市民 2	3
スポーツ推進委員	市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。 (平成26年4月23日 教育委員会規則第6号)	35 49 以内	市内23地区から原則各地区2名	3
文 化 財 保 護審 議 会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の 保存及び活用に関する重要事項を調査審 議し、並びにこれらの事項について教育 委員会に建議する。 (昭和52年3月15日 条例第6号)	13 (14 以内)	文化財に関し広くかつ高い識見 を有する者	3
博物館協議会	八王子市こども科学館及び八王子市郷土 資料館の管理運営に関して調査協議し、 教育委員会に意見を述べる。 (平成19年3月28日 条例第33号)	10 (10 以内)	学識経験者 6 公募による市民 4	3

※〔〕は定数

### 教育委員会の職員数

$\setminus$							職	į	1	数										内		訳					
\	\		行	l	Ę	攵		職				技育	<b></b> 台分系	务職			行	Ę	女	職	技	能	労	務	職		
		部長・参事・室長	課長	専門幹	課長補佐	主	副主査	主任	課員	小計	指導主事	業務副主査	業務主任	課員	小計	合計	一般行政職	一般行政職 (再任用)	一般行政職(任期付)	般行政職(任期付短時間)	土木作業	営繕作業	給食調理	学校用務	技能労務職 (再任用)	合計	嘱託員
		2								2					0	2	2									2	
	教育総務課		1			3		3	9	16					0	16	16									16	2
	学校教育政策課		1	1		1		1	2	6					0	6	5		1							6	
	学校複合施設整備課		1			1		2		4					0	4	4									4	
学 校	施設管理課		1			5		9	11	26					0	26	26									26	
教育	保健給食課		1			5		6	5	17					0	17	17									17	
部	教育支援課		1	1	1	5		6	4	18					0	18	17	1								18	26
	指導課		1		1	3		6	3	14	12				0	26	24	2								26	35
	教職員課		1			4		11	4	20					0	20	20									20	1
	学校教育部付					1		10		11					0	11	11									11	
	部 計	2	8	2	2	28	0	54	38	134	12	0	0	0	0	146	142	3	1	0	0	0	0	0	0	146	64
		1								1					0	1	1									1	
41-	生涯学習政策課		1			2		2	6	11					0	11	11									11	1
生涯学習	スポーツ振興課		1		1	2		1	4	9					0	9	8	1								9	2
子習ス	スポーツ施設管理課		1	1	1	3		6	2	14		1	3		4	18	13	1			4					18	9
パポー	学習支援課		1		1	3		6	4	15					0	15	14	1								15	22
· ツ 部	文化財課		1			4		2	6	13					0	13	12		1							13	9
пр	こども科学館		1	1		1		4		7					0	7	5	2								7	3
	部 計	1	6	2	3	15	0	21	22	70	0	1	3	0	4	74	64	5	1	0	4	0	0	0	0	74	46
		1								1					0	1	1									1	
	中央図書館		1			5		14	4	24					0	24	21	2	1							24	29
図書	生涯学習センター図書館		1			3		10	1	15					0	15	15									15	16
館部	南大沢図書館		1			2		3	3	9					0	9	9									9	8
	川口図書館		1		1	1		3		6					0	6	6									6	5
	部計	1	4	0	1	11	0	30	8	55	0	0	0	0	0	55	52	2	1	0	0	0	0	0	0	55	58
	小 学 校					4		35	37	76		41	102		143	219	41	4		31			60	49	34	219	
	中学校					2		7	15	24		9	26		35	59	2	7		15			0	26	9	59	
	合 計	4	18	4	6	60	0	147	120	359	12	51	131	0	182	553	301	21	3	46	4	0	60	75	43	553	168

<sup>※</sup> 指導主事12名の内、6名は市費負担職員(統括指導主事2名、固有指導主事4名) ※ 学校教育部付は、学校事務職員として学校に勤務(小学校7名、中学校4名)

<sup>※</sup> 学校職員は都費負担職員を除く

<sup>※</sup> この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計